環白神エコツーリズム推進協議会　規約

第1章　総則

## （設置・目的）

第1条　白神山地世界遺産地域及びその周辺地域（以下、「環白神地域」という）におけるエコツーリズムを推進するため、環白神エコツーリズム推進協議会（以下、協議会という）を設置する。協議会は、エコツーリズムを通じた環白神地域の振興及び環白神地域の自然・文化資源の保全と適正利用の推進を目的とする。

## （事業）

第2条　協議会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) エコツーリズム推進に係る環白神地域の関係機関及び団体の連携

(2) 「白神山地世界遺産地域連絡会議」との連携

(3) その他、エコツーリズム推進に係る環白神地域の振興に必要な事項

第2章　構成員、役員

## （構成員）

第3条　協議会は、以下の者をもって構成する。

(1) 会員

ア 白神山地世界遺産登録地域を有する自治体

イ 環白神地域でエコツーリズムに取り組もうとする自治体

ウ 白神山地世界遺産登録地域を所管する県

エ 白神山地世界遺産登録地域を所管する国の出先機関

(2) 準会員

事業内容及び協議事項と関わりの深い者

## （入会、退会、除名）

第4条　入会、退会、除名については、以下に定める手続きを経ることとする。

(1) 第3条(1)のア～エに該当し、かつ第3条(1)に定める会員として入会しようとする者は、第5条の会長が別に定める入会申込書を提出し、第11条に定める手続きを経ることとする。

(2) 第3条(1)で退会しようとする者は、第5条の会長が別に定める退会届を提出し、第11条に定める手続きを経ることとする。

(3) 第3条(2)に定める準会員として入会・退会しようとする者は、第7条に定める事務局の承認を経ることとする。

(4) 協議会の名誉を著しく傷つけた場合、その者を除名することがある。この場合、事前に弁明の機会を与えた上で、第11条に定める手続きを経ることとする。

## （会長）

第5条　協議会には、会長を置く。

2　会長は、協議会を主宰する。

3　会長は、第7条4に定める幹事を担う自治体の代表とし、任期もこれに従う。

## （顧問）

第6条　協議会には、顧問を置くことができる。

2　顧問は、有識者等から、事務局会議の同意を得て、会長が委嘱する。

第3章　事務局、幹事、監事

## （事務局）

第7条　協議会には、事務局を置く。

2　事務局は、第3条(1)に定める会員によって構成する。

3　事務局は協議会の運営を担い、必要に応じて事務局会議を開催する。

4　事務局には、幹事を置く。幹事は、協議会及び事務局運営に係る連絡調整や議事進行、会計管理を行う。

(1) 幹事は、別紙2によって定める。

(2) 幹事の任期は、2年とする。

## （監事）

第8条　協議会には、監事を置く。監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 業務執行の状況を監事する。

(2) 協議会の資産の状況を監事する。

(3) 不正の行為又は法令に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを事務局会議または総会に報告する。

2　監事は、別紙3によって定める。

3　監事の任期は、2年とする。

第4章　総会、テーマ部会

## （総会）

第9条　総会は、会長が招集する。

2　総会は、第3条に定める構成員によって構成する。

3　総会は、三分の二以上の会員の出席により成立することとする。

4　総会の議事進行は、第7条4が定める幹事が担う。

5　総会は、毎年度1回以上開催する。

## （総会の議決事項）

第10条　総会は、次の事項を協議し、議決する。

(1) 事業計画、予算に関わる事項

(2) 事業報告、決算に関わる事項

(3) 第2条の事業内容に関わる事項

(4) その他、協議会の運営に関する重要事項

2　前項(1)および(2)に定める事項を議決する場合は、第3条(1)に定める会員のうち、ア及びイの自治体の代表が出席しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、代理人を立てることができる。

## （総会の議決方法）

第11条　総会は、会員出席者の三分の二以上の賛同を持って議決する。

2　ただし、規約の変更、協議会の解散、残余財産の処分にかかる事項については、会員出席者の四分の三以上の賛同を持って議決する。

3　総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合前項1及び2において出席者とみなす。

## （総会の議事録）

第12条　総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

## （テーマ部会の開催）

第13条　事務局は、本協議会の事業を推進するために、必要に応じて、テーマ部会を設置することができる。

2　テーマ部会は、第3条に定める構成員のほか、当該事業に関わりの深い者によって構成する。

第5章　資産

## （資産）

第14条　協議会の資産は、次から構成する。

(1) 第3条(1)に定める会員のうち、ア及びイによる負担金

(2) その他の収入

2　前項(1)の内訳は、年次の事業計画によって定めることとする。

3　既納の負担金の返還は行わない。

## （資産の管理）

第15条　協議会の資産は、第7条4に定める幹事が管理する。

## （経費の支弁）

第16条　協議会の経費は、資産をもって支弁する。

## （事業年度）

第17条　協議会の事業年度は、自治体の事業年度とする。

## （事業計画及び予算）

第18条　事業計画書、収支予算書等に関する書類は、毎事業年度、第11条に定める議決を経なければならない。

## （事業報告及び決算）

第19条　事業報告書、収支決算書等に関する書類は、毎事業年度終了後、監事を受け、第11条に定める議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章　解散

## （解散及び残余財産の処分）

第20条　協議会の解散及び残余財産の処分は、第11条2に定める手続を経なければならない。

第7章　補則

## （運営細則）

第21条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、事務局会議に諮って定めることとする。

附則

1　この規約は、平成23年2月23日（設立日）から施行する。

2　設立初年度の事業年度は、第17条に関わらず、設立日に始まり平成24年3月31日迄とする。

平成23年2月23日

環白神エコツーリズム推進協議会　設立発起人

青森県鰺ヶ沢町

青森県深浦町

青森県西目屋村

秋田県藤里町

秋田県八峰町

青森県

秋田県

東北地方環境事務所

東北森林管理局

（別紙1）第3条(1)の内訳について

ア．白神山地世界遺産登録地域を有する自治体

青森県鰺ヶ沢町（代表　町長）

青森県深浦町（代表　町長）

青森県西目屋村（代表　村長）

秋田県藤里町（代表　町長）

イ．環白神でエコツーリズムに取り組もうとする自治体

秋田県八峰町（代表　町長）

ウ．白神山地世界遺産登録地域を所管する県

青森県

秋田県

エ．白神山地世界遺産登録地域を所管する国の出先機関

東北地方環境事務所

東北森林管理局

（別紙2）第7条4の幹事について

幹事は2年ごとの輪番とし、第3条(1)に定める会員のうち、ア及びイが担う。

（別紙3）第8条の監事について

監事は2年ごとの輪番とし、第3条(1)のうち、ア及びイが担う。

※ただし、幹事とは重複しないこととする。

（別紙4）入会申込書

　　　　年　　月　　日

環白神エコツーリズム推進協議会

会長　殿

環白神エコツーリズム推進協議会  
入　会　申　込　書

環白神エコツーリズム推進協議会の設立趣意書および設立規約に同意し、

会員　・　準会員　として、入会を申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 団体名 | 印 |
| 代表者 | 印 |
| 所在地・電話 |  |
| 担当者 |  |

（参考）環白神エコツーリズム推進協議会の構成と関連会議・委員会との関係

